

# 税金は納期内納付と自主納付が基本です

皆さんに納めていただく税金が市の大切な財源となるため、多くの人が納期限内に自主的に納付いただいています。税負担の公平性を保つために、滞納整理として「三豊市・三観広域行政組合特別滞納整理班」を設置し、滞納額の減少に向け、厳正に取り組んでいます。

## 滞納処分の流れ

滞納 → 納付相談 → 納付勧告 → 給与・財産調査 → 差押処分 → 換価処分 → 滞納税に充当

### 納付相談

何らかの理由により納期限までに納めることが困難な場合はご相談ください。

### 納付勧告

納期限が過ぎても納付のない人に対し、督促状、催告書の送付または電話催告を行います。本税以外に、督促料・延滞金が課せられます。

### 給与調査

滞納者が給与所得者である場合、勤務先の会社に給与等の調査を行います。

### 財産調査

滞納者の財産を金融機関・生命保険会社・官公署などに対し調査を行います。  
これらの調査は、法律に基づき、滞納者に事前の了解を得ないで行うことができます。

### 差押処分

財産調査等で把握した滞納者の財産（不動産・給与・預貯金・売掛金等）を差し押さえます。

### 換価処分

差し押さえ後も完納にならない場合は、差し押さえた滞納者の財産を、公売・取り立てにより換価（換金）し、滞納している税金に充てます。



税金を徴収することが目的であり、滞納処分は、そのためのやむを得ない手段です。

問い合わせ 税務課 73-3006

## 国民年金からのお知らせ



## 「ねんきん特別便」が届きます

### 年金記録を確認して必ず回答しましょう

年金記録問題への対応について、厚生労働省は、3月14日の「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」等に基づき、今後とも着実に取り組みを進めるようにしています。

「ねんきん特別便」を3月までに送付した以外のすべての年金受給者には、5月までに送付しています。また、すべての現役加入者には6月から10月までに届けられます。

この度の「ねんきん特別便」は、緑色の封筒が届きます。年金記録に「もれ」や「間違い」がなくても、すべての人が必ず回答することになっていますので、忘れずに必ず回答しましょう。

### 緑色の封筒が届きます

自営業、専業主婦、学生などの現役加入者の人には、直接、本人の住所に届きます。  
また、会社勤めの人には、お勤め先の会社を通じて、もしくは直接、本人の住所に届きます。  
年金受給者には、直接、本人の住所に送付しています。

### 住所変更の手続きはお済みですか

「ねんきん特別便」が確実に届けられるためには、正しい住所が必要です。変更の手続きを忘れずに。

### 氏名が変更されていませんか

平成8年以前に旧姓で年金に加入していた人は、特に、注意して記録を確認してください。

### 質問・問い合わせは

「ねんきん特別便専用ダイヤル」 0570-058-555

月～金曜日 午前9時～午後8時 第2土曜日 午前9時～午後5時

「IP電話・PHS」の場合 03-6700-1144

社会保険事務所や香川県社会保険労務士会でも無料で相談を受け付けています。

社会保険庁のホームページ <http://www.sia.go.jp/>

# 事業所のごみは ごみステーション(集積所)には出せません!!

営利を目的とする事業所(スーパー・飲食店・八百屋・魚屋・事務所・工場等)の事業活動に伴って生ずる「事業所ごみ」は、廃棄物処理法により事業者自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。事業所には個人経営の小さな店舗も含まれ、ごみの種類・量を問わず、ごみステーションに出すことはできません。

収集運搬許可業者は環境衛生課へお問い合わせください。

## ~ 野外でごみを燃やすことは禁止!! ~

一斗缶やドラム缶、庭に掘った穴などでごみを燃やすこと(野外等焼却)は、一部例外を除き法律で禁止されています。家庭のごみは、決められた日に決められた場所へ出してください。

また、剪定枝で直径5 cm未満の小枝は、長さ50 cm未満に切って市の指定ごみ袋に入れてください。量が多い場合や太い枝(直径5 cm以上)などは、粗大ごみになります。

### ごみの野外焼却の例外

河川・道路管理者等が除草した草木の焼却など

災害等の予防、応急対策、火災予防訓練など

正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事や塔婆供養の焼却など

農林水産業を営むために行われる稲・麦わら焼き、焼き畑、あぜの草および伐採した下枝の焼却、魚網にかかったゴミの焼却など

落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くずの焼却など

ただし、例外的に野外焼却を行う場合でも、安易に焼却せず、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼす事の無いよう十分配慮してください。

野外焼却および不法投棄は  
廃棄物処理法で禁止されています。

違反した場合、5年以下の懲役若しくは  
1,000万円以下(法人にあっては1億円以下)  
の罰金が課せられます。また、未遂の場合でも  
罰則の対象となることがあります。



ドラム缶による焼却